

# 時の動き

## 特定秘密保護法 ここが危険

フリージャーナリスト 島村 耕三

### 施行された『特定秘密保護法』

『特定秘密保護法』が2014年12月10日に施行された。ところが衆議院総選挙の真っ最中に施行されたため、人々の関心は選挙カーの声に向けられ、同法がもつ問題点はすっかりかすんでしまった。

もつとも同法の施行によって私たち国民の知る権利、あるいは情報公開の請求に制限を加える、国家管理におかれた機密の漏洩、流出、入手したものは最高懲役10年という長期刑に処せられるなどについてはすでにさまざまなか所で指摘されている。したがって同じことを繰り返すことはなく、ここではより具体的な「秘密」の内容について触れたい。

### 特定秘密の内容とは

じつは当方の手元に『秘密保全に関する規則』と題する文書がある。これは、2008年7月、当時の麻生太郎外務大臣時代に作成された文書だが、けれどこの文書には今回施行された特別秘密保護法を前提にしたものと思わせるもの、少なくない。

それは何かといえ、文書では、「秘密」を定義している点だ。今回の特定秘密保護法では、国家秘密にあたる範囲が曖昧で、不透明な点が指摘されているが、手元の文書では規則第一条第二項「秘密」で、このように定義している。

「この規則において『秘密』とは、外務省の所掌事務に関する事項であつて、関係者以外のものに知られておらず、かつ関係

者以外のものに知られないよう保全措置を講ずることについて相当の利益を有するものをいう」

さらに同条四項では、「秘密文書」についても規定している。

『秘密文書』とは第10条に規定する秘密指定が行われた文書をいい、そのうち『極秘』に指定された文書をとくに『極秘文書』という」

### 極秘文書とは何を指す

では極秘文書とはいったいどのようなものをいうのか。大いに気になるところだ。これを示するのが第10条の「秘密指定」だ。同条では秘密の度合いの高さによってそれぞれランクつけている。



『特定秘密保護法』の施行に抗議するデモ (2014. 12. 10)

「秘密指定は次のように区分する。『極秘』、秘密保全の必要が高く、その漏洩が国の安全、利益に損害を与えるおそれがあるもの。また運用細則に定めるところに従い、『極秘』のうちその漏洩が国の安全をそこなうなど国益を著しく害するおそれがとくに高いため、その秘密保全の必要がきわめて高いものを『機密』に指定できる。『秘』、『極秘』に次ぐ程度の秘密であつて、関係者以外のものには知らせてはならないもの」

### より厳しい軍事関連情報

これらは外交問題で生じた「秘密」に関するものだが、軍事関連情報となるといっそう嚴重なものになる。たとえば日米間で交わされた「秘密軍事情報保護に関する協定」についてみると、同規則第23条はこのように定めている。

「協定にしたがつて米国から受領した秘密軍事情報については次の通り秘密指定を行うものとする。(1)トップシークレット(2)シークレット(3)コンフェデンシャル(公開しない、内密であること)」

ついでゆえこまかい点についても付け加えておけば、米国から受領した秘密軍事情報を第三国の政府、機関、企業などに提供する場合は米国の事前承認を得ること。文書の配布は二重に封印した封筒に入れ、内側の封筒には受領者の住所のみ記載。外側の封筒には受領者および発送者の住所を記載することとしている。

### 『特定秘密保護法』に潜む危険性

当方が入手した文書は黒塗りの部分も少

なくない。そのためより詳しく知りたい情報が削除されていることも伝えておきたい。とはいえそれでも一般にはほとんど知られてない点に接近でき、何が秘密なのか、曖昧で、不透明な特定秘密保護法にひそむ危険な一端を知りうる手がかりにはなる。

ともあれ外交問題にせよ軍事情報にせよ、国民の平和と安全、生命や生活を守るうえできわめて重要であり、そのためには秘密にすべきものもある。

ただしフリーハンドではない。国家秘密という名のもとに国民の知る権利に縛りがかかるようなことがあつてはならず、まして憲法21条で保障された表現の自由、言論の自由を阻害してならないことはいうまでもない。

### 求められる注意深い監視

その意味でも、今回施行された特定秘密保護法が今後どのように行使されるのか、注意深く監視することを私たちは怠つてはなるまい。

(しまむら こうぞう)